

秦野市立児童館条例の一部を改正することについて

秦野市立児童館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 29 年 6 月 8 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

秦野市立沼代児童館の建物について、従来からの児童館的機能は保持しつつ、沼代自治会連合会に無償譲渡するに当たり「公の施設」としての位置付けを廃止するため、改正するものであります。

秦野市立児童館条例の一部を改正する条例

秦野市立児童館条例（昭和39年秦野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秦野市立沼代児童館の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第28号 秦野市立児童館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧																		
<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 児童の心身ともに健やかな育成の場とするとともに、児童と地域住民との交流の場とすることを目的とする施設として、秦野市立児童館（以下「児童館」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="181 592 1070 805"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秦野市立戸川児童館</td> <td>秦野市戸川684番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p>	名称	位置	(略)	(略)	秦野市立戸川児童館	秦野市戸川684番地	(略)	(略)	<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 児童の心身ともに健やかな育成の場とするとともに、児童と地域住民との交流の場とすることを目的とする施設として、秦野市立児童館（以下「児童館」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1162 592 2051 858"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秦野市立戸川児童館</td> <td>秦野市戸川684番地</td> </tr> <tr> <td>秦野市立沼代児童館</td> <td>秦野市堀西482番地の3</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	秦野市立戸川児童館	秦野市戸川684番地	秦野市立沼代児童館	秦野市堀西482番地の3	(略)	(略)
名称	位置																		
(略)	(略)																		
秦野市立戸川児童館	秦野市戸川684番地																		
(略)	(略)																		
名称	位置																		
(略)	(略)																		
秦野市立戸川児童館	秦野市戸川684番地																		
秦野市立沼代児童館	秦野市堀西482番地の3																		
(略)	(略)																		